

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟
会 長 吉村 勝

「審査にあたっての感染予防ガイドライン」により実施

◎剣・居・杖道、称号（錬・教士）選考審査会

◎剣道六段～八段審査申込み（全剣連4・5月審査）及び六・七段受審者講習会 **要 項**

◎居合道六段・七段審査申込み（全剣連6月審査）及び居合道講習会

【ご注意】 記載内容を熟読して、漏れや間違いの無いよう申し込みをして下さい。

- 期 日 (1) 称号選考審査会 令和4年2月19日（土）午前9時00分集合 同9時30分開始
(2) 剣道受審者講習会 令和4年2月19日（土）午前12時30分集合 同13時開始
(3) 居合道受審者・伝達講習会 令和4年3月27日（日）午前9時30分集合 同10時開始
- 会 場 県 剣 連 養 浩 館（静岡市葵区宮前町355番地 TEL054-263-5428）
- 主 催 一般社団法人 静岡県剣道連盟
- 資 格 県剣連登録会員で下記の経過年数を経過した者。

(1) 称号選考審査会（剣道・居合道・杖道） ※規程とは静岡県剣道連盟 「称号段級位審査規程」をいう。

称 号	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他
錬 士	令和3年5月31日以前に六段を取得した者。 ※講習会受講修了証の添付を要す。
教 士	錬士七段受有者で、七段を令和2年5月31日以前に取得した者、 ※講習会受講修了証の添付を要す。
称号受審者は、申込書に講習会受講修了証を添付し、選考審査会の受審料 3,410円 を添へ申込みのこと。	

【5月期 称号取得の流れ】

[剣 道] 5月伝達講習会又は6月剣道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審

[居合道] 9月又は11月の居合道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審

[杖 道] 7月又は11月の杖道講習会受講→2月県剣連称号選考審査会合格→全剣連称号審査会受審

(2) 剣道・居合道 受審資格

段 位 ・ 種 別	資 格 ・ 経 過 年 数 ・ 年 令 ・ そ の 他	
六 段	剣 道	平成29年5月31日以前に五段を取得した者(五段受有後、5年以上修業した者)
	居 合 道	平成29年6月30日以前に五段を取得した者(五段受有後、5年以上修業した者)
七 段	剣 道	平成28年5月31日以前に六段を取得した者(六段受有後、6年以上修業した者)
	居 合 道	平成28年6月30日以前に六段を取得した者(六段受有後、6年以上修業した者)
八 段	剣・居・杖	平成24年5月31日以前に七段を取得し、かつ年齢満46歳以上の者(10年以上修業)
受審会場と受審日が複数ある場合は申込書に希望を明記、また、受審者講習会への参加・不参加を申込書に必ず明記すること。		

5 審 査 料

(1) 称号選考審査を受審する者は、錬士・教士共3,410円を申込み用紙に添え申し込むこと。

合格者は、当日選考会終了後、次の金額を納入すること。 錬士 16,600円 教士 19,900円

(2) 六・七・八段を受審する者は、次の金額を申込書に添え申し込むこと。

六段 15,500円 七段 16,600円 八段 17,700円

※六・七段受審者講習会の出・欠を必ず審査申込書に記入のこと。

6 2月剣道審査会併願者へ

全剣連が2/19.20に山梨県で実施する剣道六段・七段の合格者で、4.5月の審査会に申込をしている方は、4.5月(京都・名古屋)の受審料は返金します。

7 注 意 事 項

*締切り後の申込みは一切受け付けない。現有段位を他県所属の時に取得した者は、証書の写しを要する。

*六・七段講習会当日、全剣連審査要項を受講者に配布する。後日個人宛送付はしない。全剣連広報『剣窓』参照。

*称号選考審査会の受審者は、本年度実施した県剣連講習会の受講修了証（コピー）を申込み時添付の事。

*全剣連社会体育指導員中級以上取得者は剣道の審判法・指導法・日本剣道形を免除する。証書コピーを添付する事。

*称号選考審査会の学科問題

剣道は『全剣連制定 剣道指導の心構え』を出題。 全剣連 平成19年3月14日制定のもの。

居合道・杖道は県剣連制定の指導法『重点事項』を出題。

*称号選考審査合格者の全剣連手続きについては、当日県剣連事務局より説明する。

8 申込み締切り日及び申込み先 (各地区連盟で記入ください。)

剣道六・七段及び称号選考審査(剣・居・杖)

令和3年12月25日(土) 厳守

剣・居・杖 八段

令和3年 2月 1日(火) 厳守

居合道六・七段

令和3年 2月19日(土) 厳守

申込先住所 各所属地区連盟へ

9 称号審査方法

剣道
居合道
杖道

日本剣道形、審判法、指導法の実技と学科を課す。(防具・木刀持参)

審判法、指導法の実技、制定居合4本・古流3本、と学科を課す。(制定居合4本は当日指定)

審判法、指導法の実技、制定杖道5本と学科を課す。(制定杖道5本は当日指定)

10 六・七段受審者講習方法

次の講習方法で行う。

剣道
居合道

審査方法に準じ実技を行う。(詳細については、当日説明する。)

審査方法に準じ実技を行う。(詳細については、当日説明する。)

◎ 受審者は出場前に準備運動を十分に行うと共に、竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。

事故発生の場合、県剣連は必要により応急処置をして救急車又は病院の手配をする。

県剣連は受審者全員1日傷害保険に加入するが、この保険は会場内における事故に対する保険であり、往復路上は含まない。(加入する1日傷害保険は事故の全てを補償するものではない。)

事故発生の場合、各人の健康保険で対応するので、健康保険証、又は写しを持参すること。

◎ 受審者は護国神社駐車場は使用できません。公共交通機関を使用または、近隣の駐車場を利用すること。

【個人情報保護法への対応】

申込書に記載される個人情報(所属連盟・氏名・住所・生年月日・年令・称号・段位・職業等)は、静岡県剣道連盟が実施する本審査会講習会運営のために利用する。尚、所属連盟・氏名・年令・段位等の最小限の個人情報は必要の都度目的に合わせ、公表媒体(掲示用紙、ホームページ、広報)に公表することがある。更に剣道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

11 各地区連盟は、各称号、各段位ごと別々の申込み用紙に取りまとめ、

称号受審者は、称号選考受審料 3,410円(選考審査合格者は当日前記5(1)を県剣連に直接納付)

六・七・八段受審者は、前記5(2)の受審料を添えて、送付(送金)して下さい。

各地区連盟より県剣連事務局の申込締切日は

剣道六・七段及び称号選考審査(剣・居・杖)

令和4年1月8日(土) 厳守

剣・居・杖 八段

令和4年2月12日(土) 厳守

居合道六・七段

令和4年2月26日(土) 厳守

12 証書料

本審査会での合格者には全剣連より正式な合格者一覧表を受け次第、各人宛にハガキで証書料納入通知を送付するので、次の通りの金額を県剣連に直接納入、もしくは送金をする事。

尚、本審査合格者は、すみやかに県剣連事務局及び所属地区連盟に合格の連絡をしてください。

錬士 75,500円 教士 102,800円

六段 63,800円 七段 89,100円 八段 105,800円

(※年令満70才以上の合格者の証書料については上記金額の半額とする。)

13 登録料

全剣連審査会での六段合格者は、証書料と共に「指導者登録」料10,800円を納入のこと。

但し、70才以上の合格者は半額(5,400円)とする。

注 六段合格者の例

69才以下

証書料 63,800円 + 指導者登録料 10,800円

合計 74,600円

70才以上

証書料 31,900円 + 指導者登録料 5,400円

合計 37,300円

※年齢は全剣連審査日を基準日とする。